

旭市海業推進地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 飯岡漁港における海業を推進するとともに、関係機関等との連携により地域活性化方策について広く意見を聴取し、協議するため、旭市海業推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「海業」とは、従来の漁業に加え、海や漁村の地域資源を活用した観光業、商工業等を包括した産業をいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 漁業を活用した飯岡漁港の振興に関すること。
- (2) 飯岡漁港を中心とした地域の活性化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、漁業の振興及び海業の推進に必要な事項

(委員)

第4条 協議会は、委員35人以内をもって構成する。

2 委員は、別表に掲げる関係機関等の代表者（以下「代表者」という。）及び当該関係機関等のうちから代表者が指名する者（以下「代表者が指名する者」という。）をもって充てる。ただし、代表者又は代表者が指名する者のみをもって充てることができる。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席さ

せることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、農水産課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

所 属	備 考
海匠漁業協同組合	
旭市水産加工業協同組合	
飯岡釣船組合	
旭市商工会	
一般社団法人旭市観光物産協会	
飯岡地域区長会	
市民代表	公募委員
旭市議会	
千葉県議会	
千葉県銚子水産事務所	
千葉県銚子漁港事務所	
千葉県漁業協同組合連合会	
千葉工業大学	外部有識者
企画政策課	
商工観光課	
農水産課	